

第5章 災害発生後の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

(1) 避難支援者の安全確保

避難支援者は個別計画により避難行動要支援者の避難支援を行うこととなりますが、この支援はあくまで地域の助け合い（共助）の活動であり、避難支援者は、まず自分や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援を行います。

(2) 情報伝達及び安否確認

①市

避難準備情報等や災害関連情報を発表又は発令し、避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行います。

また、市は、避難行動要支援者の安否確認に対応するため、保健福祉部を安否確認情報の窓口として、避難支援等関係者による安否情報及び避難情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援者からの安否情報の把握に努めます。

②避難支援者及び支援組織

情報伝達を行う避難支援者は、市や防災関係機関が発表する災害情報入手し、又は伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する避難行動要支援者及びその家族への連絡を試み、災害の状況を説明するとともに避難に対する準備を進め、避難準備情報等が発表又は発令された場合は、速やかな避難を促すものとします。

また、情報伝達と並行して、避難行動要支援者名簿や個別計画に基づき安否確認を実施します。さらに、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに消防及び警察等への連絡を行います。

(3) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者への対応

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、避難支援の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支

援を進めます。

なお、安否確認、避難支援等が適切に実施されたと判断されたときは、当該名簿を回収するものとします。

2 避難支援の実施

災害が発生し、又は発生する恐れがあるため、市が避難準備情報等を発表・発令した場合、「個別計画」を作成している避難行動要支援者については、個別計画にて定めた避難支援者が避難誘導を行い、それ以外の避難行動要支援者については、地域住民や、関係機関の連携により避難を実施します。

避難行動要支援者自身も、自宅から避難場所・避難所まで、実際に避難支援者とともに避難経路を歩くなど、事前に確認しておくことが必要です。

避難経路の選定に当たっては、地震の際に倒壊の恐れがある場所や洪水初期の浸水が予想される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難搬送形態を考慮した経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとします。

3 避難所における支援

(1) 避難所の開設と運営

市は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部の決定に基づき、速やかに避難所を開設し、避難者を受入れる体制を整えます。

また、避難所を開設したことについて、多様な情報伝達手段を活用して周知を図ります。

【那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編 等】

(2) 運営における留意事項

① 医療支援スタッフの派遣

避難行動要支援者の健康管理や医療相談等に当たるために、医師会・歯科医師会・薬剤師会など、地元の医療関係機関と連携し、市の保健師や地元医療関係者等の派遣を要請します。

【那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編 等】

② 情報提供

避難行動要支援者にも情報が等しく伝達されるように、複数の情報伝達手段を使って情報を提供します。

【那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編 等】

③ 相談窓口の設置等

避難行動要支援者のニーズを迅速かつ的確に把握するために相談窓口を設け、避難支援者の協力を得て相談体制を整えるとともに、巡回相談などを実施します。

【那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編 等】

④ ニーズに応じた物資等の提供

地域福祉避難所における避難行動要支援者のニーズに応じた生活用品や物資等を提供するように努めます。

【那須塩原市地域防災計画 風水害等対策編 等】

(3) 拠点福祉避難所等への移送支援

地域福祉避難所における避難行動要支援者の定期的な体調把握に努め、拠点福祉避難所や民間福祉避難所等への入所が適切であると判断された避難行動要支援者については、移送の準備を支援するとともに、その連絡調整に努めます。

また、医療機関での治療が必要となった避難行動要支援者については、病院の受け入れができるように連絡調整に努めます。